

イリノイ州における自宅滞在命令の発令について

3月20日、コロナウイルス感染症の拡大に伴い、イリノイ州居住者に対し、州知事より自宅滞在命令が発令されました。自宅滞在命令は3月21日(土)17時から4月7日終わりまでの措置となりますが、状況によってはその後も継続する可能性があります。

3月20日、イリノイ州居住者に対し、州知事から自宅滞在命令が発令されました。この自宅滞在命令は3月21日(土)17時から4月7日終わりまでの措置となっていますが、状況によってはその後の継続や、別の措置がとられる可能性もあります。自宅滞在命令が発令されても「必要不可欠な活動」のための外出は可能ですが、感染拡大を防ぐため他人と集まったり接触することのないように注意してください。

10人以上の集まりは禁止されています。

可能な活動の一例は以下の通りです。

- ・スーパーへの買い物
- ・レストランへのデリバリー注文やピックアップ
- ・薬局での薬の購入

- ・病院での診察
- ・ガソリンスタンドでの給油
- ・ハイキングやランニング，犬の散歩
- ・「必要不可欠な仕事」のための通勤
- ・託児所の利用(特に、勤務が必要不可欠な人のため)

(「必要不可欠な活動 (Essential Activities)」及び「必要不可欠な仕事 (Essential Businesses and Operations)」の詳細については、以下を参照願います。)

<https://www2.illinois.gov/Pages/news-item.aspx?ReleaseID=21288>

また、スーパーや薬局、ガソリンスタンドは通常どおり営業しているので、買いだめをしないよう呼びかけています。学校の再開は当面4月8日からに延期されます。自宅滞在命令に従わない場合は当局が声かけを行いますが、それでも命令に従わない場合には警察が裁判所から停止命令を得て指導が行われ、最悪の場合裁判にかけられる可能性もあります。在留邦人の皆様におかれては、良き市民として今回の命令の遵守に努め、不要不急の外出を避けて、引き続き関連情報の収集に努めて下さい。